

衆議院法務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 10 日（水）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

- ・小泉法務大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）鎌田さゆり君（立憲）、おおつき紅葉君（立憲）、米山隆一君（立憲）、斎藤アレックス君（維教）、阿部弘樹君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

鎌田さゆり君（立憲）

- （1） 戸籍制度と子の氏
 - ア 離婚後共同親権のもとで父母の意見が一致しない場合の子の氏の決定方法
 - イ 上記アの場合における裁判手続に要する時間の増加が子の利益とならない懸念
 - ウ 上記イの懸念を払拭する必要性
 - エ 子の意思に基づいての子の氏を離婚時に決定することを条文中で明確にする必要性
- （2） DV等支援措置
 - ア 支援措置の更新の停止を求めてDV加害者側が行政窓口に来所する件数
 - イ 行政窓口における共同親権者であるDV加害者側からの訴訟リスクへの対応方法
- （3） 親権者の定め等を離婚届出の受理の要件とする改正案では高葛藤の状態が続く限り離婚ができないこととなる懸念
- （4） 共同親権の場合には子の監護者の指定を必須とする規定を加える必要性
- （5） 子及び父母の利益のための法案修正を行う必要性
- （6） 父母の合意ができない場合に裁判所が共同親権と決定することが子の利益になるとは言い切れないとの指摘に対する法務大臣の見解
- （7） 共同親権の導入により一つの家庭内でも子の親権者が異なる場合が生じる可能性
- （8） 一方の親から共同親権への変更の申立てがされた場合には相手親が裁判に応じなければならなくなることの確認
- （9） DVの子連れ避難者に法定養育費の遡及適用を認めないことと共同親権への対応との整合性
- （10） 単独親権となる場合の「子の心身に害悪を及ぼすおそれ」の判断方法
- （11） 原則共同親権と誤解されないよう条文中を修正する必要性
- （12） 親権の単独行使が認められる「急迫の事情」及び「日常の行為」
 - ア 障害児の受診、服薬治療等の決定が「日常の行為」に該当するか否かの確認
 - イ 特別支援学校の申込期限が1カ月に迫っている場合が「急迫の事情」に該当するか否かの確認
 - ウ 「急迫の事情」を「必要かつ相当である場合」に修正する必要性
- （13） 施行期日を公布後2年ではなく5年に修正する必要性

おおつき紅葉君（立憲）

- （1） 親子交流
 - ア 安心、安全な親子交流支援の整備を推進する必要性
 - イ 面会交流の裁判で面会を拒む子の意思の把握に努める必要性
- （2） 離婚後の住宅ローン控除
 - ア 共同親権の場合に元配偶者である納税者が自宅に居住しない場合の住宅ローン控除適用の有無
 - イ 共同親権を住宅ローン控除適用の対象となる「やむを得ない事情」に含める可能性
- （3） 共同親権とする場合は父母の一方を監護者と指定する法案修正を行う必要性

- (4) 公的機関による不払い養育費の立替払い制度及び求償の検討を行うよう法案修正を行う必要性
- (5) 共同親権制度の導入に対する国民の懸念を払拭するための法務大臣の決意
- (6) 不払い養育費の立替払い制度を検討することについての法務大臣の見解
- (7) 父母の合意がない場合には裁判所が共同親権と定める決定ができないこととする法案修正を行う必要性
- (8) 親権者変更の要件の厳格化
 - ア 親権者変更の要件を子の利益のため特に必要があると認めるときに限定するとともに子の監護状況を考慮するための法案修正を行う必要性
 - イ 親権者の指定及び変更に当たっては父母及び子の意見を聴取してその意思を考慮するための法案修正を行う必要性
- (9) 施行期日
 - ア 施行期日を公布後2年以内に政令で定める日とした理由
 - イ 上記アを5年以内とする法案修正を行うことに対する法務省の見解
- (10) 改正法の趣旨及び内容の周知を義務付けるための法案修正を行う必要性

米山隆一君（立憲）

- (1) 未成年の子の旅券発給申請に係る父母の同意
 - ア 父母の一方の署名をもって両親の同意があるとみなしている現行の運用の確認
 - イ 改正法の施行後における共同親権と単独親権のそれぞれの場合の取扱い
 - ウ 共同親権の場合における監護親又は同居親の事情を反映した単独での申請の可否
 - エ 現段階において政府方針を定めておく必要性
- (2) 一方の親が15歳未満の子の転居届を提出するとその現行の運用の変更の有無
- (3) 法定代理権に基づく取消権及び同意権の単独親権又は共同親権の場合における行使の方法
- (4) 共同親権の場合に非監護親の意見を確認しなかった取引
 - ア 取引の相手方が賠償責任を求められる可能性
 - イ 取引の相手方を保護する第三者保護規定を設ける必要性
- (5) 協議離婚の場合における離婚届
 - ア 父母が親権者や監護者について熟慮して決定したことを確認する手続の必要性
 - イ 相手方の署名さえあれば単独で提出できる運用を再検討する必要性

齋藤アレックス君（維教）

- (1) 監護者
 - ア 共同親権を可能とすることと併せて監護者の権利義務に関する規定を設けている理由
 - イ 共同親権のもとで父母の一方のみが監護者となる具体的な事例
 - ウ 子の身上監護に関する包括的な居所の指定等に紛争が生じる具体的な事例
 - エ 監護者の指定を必須としなかった理由
 - オ 本法律案が離婚後も父母が協力して養育に関わることが子の利益に資するとの考えに基づくものであることの確認
 - カ 身上監護を単独で実施できる監護者の指定を必須とすることは事実上単独親権と違いがないとの指摘に対する法務大臣の見解
- (2) 親権の指定
 - ア 父母間の高葛藤のみを理由に単独親権になることはないことの確認
 - イ DVや児童虐待がない場合でも単独親権の決定がなされる可能性
- (3) 裁判所におけるDVの事実やDVを受けるおそれの認定方法についての法務省の見解

- (4) 単独での親権行使が可能な「特定の事項」の具体的な事例
- (5) 子の海外旅行の承諾が単独で親権を行使できる「日常の行為」に該当する可能性
- (6) 本法律案の具体的な運用の多くが裁判所の判断に委ねられており立法府の責任を果たせていないとの批判に対する法務大臣の見解

阿部弘樹君（維教）

- (1) ハーグ条約の概要
- (2) フィリピンにおける婚姻及び離婚の手續
- (3) フィリピン人母と日本人父との間に生まれた非嫡出子が日本国籍を取得した場合における改正法の適用の有無
- (4) 2019年2月の国連児童の権利委員会の勧告の本法律案への反映状況
- (5) 本法律案がハーグ条約に与える効果
- (6) 子供の出自を知る権利
 - ア 赤ちゃんポストに預けられた新生児や内密出産で生まれた新生児の当該権利についての検討状況
 - イ 関係府省庁による法整備の必要性
 - ウ 上記アの場合の法的手続
- (7) 特別養子縁組制度において離縁が制限されている理由
- (8) 財産分与の請求期間
 - ア 改正内容
 - イ 請求期間を2年から5年に伸長した理由

本村伸子君（共産）

- (1) 親子交流に係る子の意思の確認
 - ア 親子交流を判断する際に子の意思を専門家が聴取する必要性
 - イ 子が拒否する場合にも家庭裁判所が親子交流の実施に誘導する実態があるとの指摘についての最高裁判所当局の見解
 - ウ 親子交流による子の健全な発達を害する事例が増えている状況の改善策
 - エ 子にとって害となる親子交流の在り方を見直す必要性についての最高裁判所当局の見解
- (2) いわゆる「リーガルアビューズ」の状況
 - ア リーガルアビューズの実態についての法務大臣の認識
 - イ DV加害者から人格尊重義務違反や協力義務違反で訴えられる可能性
 - ウ リーガルアビューズで訴えられる懸念によりDV被害者を支援する弁護士がいなくなることがないように環境整備を行う必要性
 - エ リーガルアビューズについての弁護士への実態調査及び対策を検討する必要性
- (3) 離婚後の「ポスト・セパレーション・アビューズ」による加害行為への対策及び「急迫の事情」における考慮の有無
- (4) 共同親権
 - ア 教育や宗教に関する事項が親権を単独で行行使できる「日常の行為」に該当する具体例
 - イ 「急迫の事情」と認められる事例を一覧表にして本委員会に提示する必要性